

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定によつて、次の肥料の登録は失効した。

平成二十年五月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分(%)	その他	生産業者の氏名又は住所	失効年月日
広島県第一一九号	米ぬか油 かす及び その粉末	米ぬか油 粕粉末	窒素全量 二・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 一・〇	なし	中国油脂株式 会社 広島県廿日市 市桜尾本町一 四番二二号	平成一九年 一〇月三〇 日
広島県第九四一号	消石灰	六五・〇 消石灰	アルカリ分 六五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	水内 繁 広島県竹原市 下野町一三六 三番地一	平成一九年 一二月三一 日
広島県第九四三号	消石灰	六七・〇 消石灰	アルカリ分 六七・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	住田 朝三 広島県三次市 甲奴町福田二 〇三番地二	平成二〇年 二月一九日